

「第2次高槻市男女共同参画計画(素案)」に対するパブリックコメントの実施結果について

1 実施概要

- (1) 募集期間 令和4年12月20日(火)～令和5年1月19日(木)
- (2) 募集方法 持参、郵送、FAX、市ホームページ
- (3) 閲覧場所 市ホームページ、人権・男女共同参画課、男女共同参画センター、各ふれあい文化センター
行政資料コーナー、各支所、各市立公民館、各コミュニティセンター

2 実施結果

- (1) 意見者数 個人 14人、団体 1団体
- | | | |
|-------|------|--------|
| 提出方法別 | 郵送 | 1人 |
| | FAX | 3人、1団体 |
| | 電子申込 | 8人 |
| | 持参 | 2人 |
- (2) 意見件数 116件

「第2次高槻市男女共同参画計画(素案)」に寄せられたご意見と本市の考え方及び対応

番号	ページ	項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
I	—	目次	<p>意見：大項目、中項目だけでなく、小項目も掲載すべきである。たとえば第3章の3-3、具体的施策について、基本目標、基本方針がどのような内容で、それぞれ何ページにあるか、記載すべきである。</p> <p>理由：本や資料などページ数が多いものは目次が極めて重要である。目次を見れば全体像がよくわかるし、また、自分の関心は何ページにあるか確認して、そこから読み始める場合も多い。市民意見を出すにも、自分の関心のあるテーマが、何ページに書かれているのか、探すのに一苦労した。一人でも多くの市民に高槻市はジェンダー平等の実現をめざして、どのような方針で具体的に何をしているのか、しようとしているのか、わかるように、目次の項目を充実させていただきたい。</p> <p>例：内閣府第5次男女共同参画基本計画 おおさか男女共同プラン(2021～2025)、第5期さかい男女共同参画プラン、第3次豊中市男女共同参画計画など、</p> <p>なお、高槻市の各種行政計画でも、目次がいていないに作成されているものもあり、見やすいし、何よりも市が何をめざしているのか、具体的によくわかり、これほど市の姿勢を発信できるものはない。</p>	<p>ご意見を踏まえて、目次の「第3章 計画の内容」の「3-3 具体的施策」に小項目を加え、基本目標、基本方針を記載します。</p>	修正

番号	ページ	項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
2	3	1-3 計画の位置づけ 3 本市における関連計画	<p>厚労省からの働きかけを受けて、高槻市でも重層的相談支援体制の強化(複数の問題を抱える相談者を拒まない相談体制づくり)が図られようとしています。</p> <p>本計画も、人権、障がい、子ども、ひとり親家庭、高齢、防災などの高槻市の計画と“連携”がなされると書かれています。しかし、今までの“連携”では、各担当課での計画もとの連携であり、複数の問題を抱えた市民が、各計画のはざままで取り残されるケースもありました。</p> <p>今までのような“連携”だけでなく、関連担当課、関連計画をまたぎあう、インクルーシブな計画になるよう願っています。</p> <p>障がいがあるかもしれないが障がい者手帳はない、又は受けられるレベルではない方、介護保険の年齢、又は特定疾患のない方などの虐待、教育、介護などの問題は今まで計画にも扱われてきませんでした。</p> <p>市民共同参画という視点からだ、見えるものが沢山あります。</p> <p>本計画では、子ども、子育て、教育との連携に力を入れておられることはよくわかります。</p> <p>その一方で、人生100年時代をむかえた高齢市民の社会参加、人生が長くなった分の長期化する配偶者暴力(夫からの虐待は高齢者虐待の22.8%を占めます)などの社会課題については書かれておらず、“年齢で切ってしまう”男女共同参画計画になっている印象を受けます。</p> <p>障がい者計画、高齢者計画のパターナリズムになり、新しい視点での市民共同参画計画になることを期待しています。「誰一人取り残さない」高槻市になりますように。</p>	<p>本計画では、人権や障がい、高齢者福祉など他の行政計画と連携しながら、多様性を尊重する環境づくりが進むことで、女性が複合的な困難を抱えるリスクが減り、男女共同参画社会が実現することを目指しています。</p> <p>今後も、市民、事業者、関係団体・NPO等と連携しながら、あらゆる分野において、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、取組を推進してまいります。</p> <p>配偶者暴力については、若年層から高齢者まで幅広い年代の問題として取り組んでいます。</p>	原案どおり
3	3	1-3 計画の位置づけ	<p>意見:本計画が、高槻市男女共同参画推進条例第13条に基づくものであることを、本文の最初に明記すべきである。そのうえで、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」に該当するとすべきである。</p> <p>理由:地方自治体の一番重要な法は、条例である。条例に基づき計画を策定していることを、強く打ち出すべきである。条例名を、3ページの下段の図に入れるだけで、不十分である。</p>	「1-3 計画の位置づけ」に、「本計画は、『高槻市男女共同参画推進条例』第13条に基づく、本市における男女共同参画社会の形成に向けて、施策の基本的方向とその推進方策を総合的に定めた計画です。」と追記します。	修正
4	3	1-3 計画の位置づけ	<p>3、本市における関連計画のところ、図では「高槻市男女共同参画推進条例」から矢印が大きく出ていますが、本文においても計画の位置づけが「条例」に基づく計画であることがわかるように明記していただけるとインパクトがありかつ分かり易かったです。</p> <p>*「高槻市男女共同参画推進条例」P117</p>		

番号	ページ	項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
5	15	1-5 これまでの取組と評価	<p>21ページには、本市の意識調査の結果が記載されています。年を経るごと各項目とも参加の割合、あるいは用語の認知度が伸びてきている状態がわかりますが、気になったのは、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)の認知度が現状値においても3割強であることに失望しました。</p> <p>1-5(15ページ~)これまでの取組と評価 この条約の趣旨を踏まえた取組やその評価が記載されていませんが、男女共同参画を進めるにあたっては、この条約の趣旨の実現は大きな役割を果たすものと思われます。国の法律との関係があるのかもわかりませんが、高槻市独自に課題に加えることを提案したいと思います。</p>	<p>男女共同参画社会の形成は、「女子差別撤廃条約」と密接な関係があります。前計画・本計画とも、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃する「女子差別撤廃条約」の基本理念が反映されています。本計画では、同条約の重要性に鑑み、資料編に条約本文を掲載するとともに、年表や用語解説に同条約を記載しています。</p>	原案どおり
6	19	1-5 これまでの取組と評価 4 取組方針の評価	<p>(3)基本目標3 男女の人権を尊重・擁護する社会の実現 女性に対するあらゆる暴力の根絶のところは、ただの報告に終始していて、全く具体例にどのように取り組もうとしているのが見えません。 近隣の他市に設置されている配偶者暴力支援センターを是非高槻市にも設置して頂きたく、要望します。 そうした前向きな取り組みの記述を入れて下さい。 (参照P54、P55)</p>	<p>本項目は、これまでの取組と評価を記載しており、今後の取組については、第3章「計画の内容」に記載しています。 DV相談について、本市では配偶者暴力相談支援センターの機能を担う府の女性相談支援センターと連携を図り、対応を行っています。</p>	原案どおり

番号	ページ	項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
7	36	3-2 計画の体系	36ページの左端に、縦書きで37ページの右端にある「男女共同参画計画」を入れた方がわかりやすいと思います。 また、「男女共同参画計画」ではなく「第2次男女共同参画計画」とした方が良いのでは。	ご意見を踏まえ、体系図の37ページ右端にある「男女共同参画計画」を「第2次高槻市男女共同参画計画」と修正し、36ページ左端に入れます。	修正
8	37	3-2 計画の体系	高槻市の計画か、国の計画かを区別するため、「男女共同参画計画」を「第5次男女共同参画計画」と変更してほしい。	本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項と「高槻市男女共同参画推進条例」第13条に基づく、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。また、基本目標Ⅰに係る部分を「女性活躍推進法」に基づく本市の「女性活躍推進計画」に、基本目標Ⅱ 基本方針4に係る部分を「DV防止法」に基づく本市の「DV防止基本計画」として位置づけています。 37ページ右端の対象計画の名称は、本計画の体系における「位置づけ」を示すものであり、「対象計画」と記載があることで混乱すると思われるため、「対象計画」の記載を削除します。また、ご意見を踏まえ、「男女共同参画計画」を「第2次高槻市男女共同参画計画」とします。	修正
9	37	3-2 計画の体系	対象計画として、女性活躍推進計画がタイトルとなっているが、今回の計画の内に終わるので、対象計画とするのはおかしい。 また、DV防止基本計画も並列されているが、女性に対するあらゆる暴力の防止を謳う以上、DV問題に狭めてしまう恐れがあるので、変更を願う。	本計画は、本市における男女共同参画社会を形成するための基本的な男女共同参画計画です。基本目標Ⅰに係る部分を本市の「女性活躍推進計画」に、基本目標Ⅱ 基本方針4に係る部分を本市の「DV防止基本計画」に位置づけています。 「女性活躍推進計画」「DV防止基本計画」の対象となっている施策は「男女共同参画計画」の施策でもあるため、女性活躍推進法の期限に関わらず、取り組んでまいります。 また、DV以外の女性に対するあらゆる暴力の防止に関しても、基本方針4に記載のとおり、施策を推進します。	原案どおり

番号	ページ	項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
10	41	基本方針1 図表17	日本のジェンダーギャップ146カ国中116位は正直ショックでした。日常生活ではテレビ、新聞などのニュースなどは積極的に情報を得ているつもりでした。しかし他の進んでいる国の情報をほとんど得ることはありません。メディアの報道の在り方は、人々の考え方に大きく影響しています。先進国では人々の個人の権利が保障されていることや首相、閣僚、党首などの地位についての北欧の国々のあり方を学び、実践していかなければと考えている。	日本のジェンダーギャップ指数は先進国の中でも極めて低い水準にあり、政策・方針決定過程への女性の参画拡大が求められています。 本市でも、本計画を基に、ジェンダー平等など男女共同参画社会の実現に向けた取組をさらに進めてまいります。	原案どおり
11	42	具体的施策1-(1) 行政分野における女性の参画拡大	1-1 審議会委員の選任のあたり、男女共同参画の専門性を有する女性の登用をお願いします。	本取組は、各審議会等の女性委員登用率の向上を目指すものであり、男女共同参画の専門性の有無については、各審議会の必要性に応じて考慮しています。	原案どおり
12	43	具体的施策1-(3) 地域活動等における女性の参画促進	4-5と4-6の取り組み内容がほとんど同じであるため、所管課を二つに分けず統一し、コミュニティ推進室と人権・男女共同参画課の両方で協力して取り組む方がよい	4-5は、地域コミュニティ組織、コミュニティ市民会議及び市民公益活動サポートセンター等の活動を支援するものです。 4-6は、地域コミュニティと共催で実施する地域講演会を通じ、地域団体等への女性の参画を働きかける取組です。 なお、両取組については、必要に応じて連携を図っています。	原案どおり
13	43	具体的施策1-(3) 地域活動等における女性の参画促進	4-5 コミュニティ推進室「地域コミュニティやNPO等の活動支援を通じ、女性の地域活動への参加を促します」をさらに進めて、男女共同参画の取り組みを女性の主体的関わりにしてほしい。そのためには、人権・男女共同参画課との共催を願う。	4-5の項目は、地域コミュニティ組織、コミュニティ市民会議及び市民公益活動サポートセンター等の事業を支援するものであり、必要に応じて、人権・男女共同参画課との連携を図っています。	原案どおり
14	43	具体的施策1-(3) 地域活動等における女性の参画促進	5-7 この取り組み内容では講座の開催自体が目的になってしまう。受講生のその後のキャリア形成までリサーチし、「実際に仕事に結びつける」等の文言を入れてほしい。	5-7は、働く場だけではなく、地域活動などのさまざまな分野において、社会的な意思決定に関わる場へ女性が参画する力を身に付けていく人材育成を目的としています。 起業や再就職など就労に関する支援については、50ページの12-18、12-19において取り組みます。	原案どおり
15	43	具体的施策1-(3) 地域活動等における女性の参画促進	5-7 エンパワメント講座やリーダーシップ講座の開催により、育成を図った結果、具体的にどのような活躍の場があるのかを示して欲しい。起業やNPOのたちあげを後押しする等、具体的に示す。	起業や再就職など就労に関する支援については、50ページの12-18、12-19において取り組みます。また、80ページの51-84、52-85のとおり、講座修了生に、男女共同参画センターの講座の企画運営や情報誌編集への参画を促し、講座修了生の活躍や交流の活性化を図ります。	原案どおり

番号	ページ	項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
16	49	具体的施策2-(1) 職業生活における活躍支援	6-8「周知・啓発します」は具体性に欠ける。所管課が産業振興課であることから、「産業フェアの一角に男女雇用機会均等法を周知するブースを必ず設ける」など具体例を入れ、ぜひ予算が付くように働きかけてほしい。	本計画は、本市における男女共同参画社会の形成に向けての施策の基本的な方向性などを定めたものであることから、個別の施策については今後の参考とさせていただきます。	原案どおり
17	49	具体的施策2-(1) 職業生活における活躍支援	6-9 人権・男女共同参画課の「総合評価落札方式を実施する際に、男女共同参画に関する取組を推進する企業に加点評価」ぜひ進めてほしい。	ご意見の加点評価については、本市で実施しています。	原案どおり
18	49	具体的施策2-(1) 職業生活における活躍支援	11-16 「企業等における情報提供、啓発に取り組みます。」の前に、「産業フェア等において啓発ブースや相談窓口等を設置し、」の文言を加えてほしい。	本計画は、本市における男女共同参画社会の形成に向けての施策の基本的な方向性などを定めたものであることから、ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり
19	49	具体的施策2-(1) 職業生活における活躍支援	11-16 産業振興課の「労働相談を通じて・・・差別的取扱いや様々なハラスメントに関する問題・・・企業等への啓発・情報発信」ぜひ進めてほしい。	ご意見を踏まえ、企業等への啓発・情報発信の取組を推進してまいります。	原案どおり
20	51	具体的施策2-(3) ワーク・ライフ・バランス	15-24 「総合的な子育て支援の充実」とあるが、男女共同参画計画とどのような関係があるのかわからないため、具体的例を入れてほしい。	子育て支援については、本計画の基本方針2「働く場での男女平等の推進と仕事と生活の調和」に本項目の意義を記載しています。 施策の具体的な内容については、「第二次高槻市子ども・子育て支援事業計画」に記載しています。	原案どおり
21	51	具体的施策2-(3) ワーク・ライフ・バランス	15-24 ～ 15-28 この中に、男女共同参画の視点がどこにあるのか、きちんと記載してほしい。各課の取り組みの羅列に見えるので。そうすることで、男女共同参画の意義が全体に深まると思います。	44ページ基本方針2「働く場での男女平等の推進と仕事と生活の調和」の「課題や求められること」の「○」4つ目に、仕事と子育て等両立支援に関する取組の意義を記載しています。	原案どおり

番号	ページ	項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
22	51	具体的施策2-(3) ワーク・ライフ・バランス	16-29 長寿介護課 障がい福祉課 この中に、男女共同参画の視点がどこにあるのか、きちんと記載してほしい。高槻市民の認識を深めるために重要と思います。	44ページ基本方針2「働く場での男女平等の推進と仕事と生活の調和」の「課題や求められること」の「○」4つ目に、仕事と介護の両立支援に関する取組の意義を記載しています。	原案どおり
23	53	具体的施策3-(1) 地域活動における男女共同参画の推進	17-30 コミュニティ推進室「地域コミュニティやNPO等の活動支援を通じ、女性の地域活動への参加を促します」43ページと全く同じ文章で、これがどうして「男女共同参画の推進」となるのか、わからない。人権・男女共同参画課との共催により、視点をもった活動をしてほしい。	17-30は、地域コミュニティ組織、コミュニティ市民会議及びNPO等が取り組む活動を支援し、地域社会における男女共同参画の推進を目指すものです。必要に応じて、人権・男女共同参画課との連携を図ってまいります。	原案どおり
24	53	具体的施策3-(1) 地域活動における男女共同参画の推進	17-31 「(再掲)」とあり、たしかに43ページの1-(3)と同じである。「地域活動における女性の参画」と「地域活動における男女共同参画」の違いがわからない。具体例をいれるか、どちらかに統一してほしい。	「地域活動等における女性の参画推進」に係る取組については、基本方針1「社会的な意思決定への女性の参画拡大」に資する取組であり、「地域活動における男女共同参画の推進」に係る取組については、基本方針3「地域社会における男女共同参画の推進」に資する取組ですが、それらについて同一の取組内容となることから再掲しているものです。	原案どおり
25	53	具体的施策3-(1) 地域活動における男女共同参画の推進	17-32 「退職後の高齢者等が」とあるが、「退職後」と限定する必要はないと思う。むしろ現役世代のうちから地域活動で生きがいを見つけていくことが大事だと考える。	ご指摘を踏まえ、「退職後の」と「等」を削除し、「高齢者が」とします。	修正
26	53	具体的施策3-(1) 地域活動における男女共同参画の推進	17-32 市民に対して、長寿介護課が対応されていると思いますが、高槻市職員の方に対しては、人事企画室で退職前から男女共同参画の啓発及び推進を図り、退職後の在り方等啓発していくことも大事でありますので、所管課等のところに人事企画室を加えていただきたい。	職員については、76ページの45-76において、在職中から、男女共同参画の理解促進に向けた研修や情報提供を行っています。	原案どおり

番号	ページ	項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
27	59	具体的施策4-(1) 女性に対するあらゆる暴力の防止に関する意識の啓発	18-34 「配偶者等からの暴力(DV*)、デートDV、セクシュアル・ハラスメント*、ストーカー行為、性犯罪、買売春など、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて・・・積極的な啓発を行います」とあるが、60ページの4-(2) 相談体制の充実及び被害者の保護 については、相談事業はDV相談に限られている。様々な暴力への具体的対応策を専門性のある担当者において行うことを願う。	ストーカー行為や性犯罪については、警察や大阪府の性暴力救援センターなど関係機関と連携し対応しています。引き続き、適切な支援を行ってまいります。	原案どおり
28	59	具体的施策4-(1) 女性に対するあらゆる暴力の防止に関する意識の啓発	19-35 「非暴力の教育」に取り組むことは大変大切だが、現場の教諭がすべて教えるには負担が大きすぎるため、「専門家を巻き込んで非暴力の教育に取り組みます」としてほしい。	小・中学校においては、学習指導要領に基づき、学校教育活動全体を通じて、男女の平等や問題解決を暴力によらない「非暴力」について教員が子どもたちに指導します。 また、就学前児童施設では、日々の保育の中で暴力による解決を行わないよう、園児の発達に応じた保育、教育を保育士、幼稚園教諭等を通じて行います。 なお、小・中学校の教員を対象に、専門家による非暴力の教育に関する研修を実施しています。	原案どおり
29	59	具体的施策4-(1) 女性に対するあらゆる暴力の防止に関する意識の啓発	19-35 専門家を巻き込みながら の一文を付け加え願います。		原案どおり
30	60	具体的施策4-(2) 相談体制の充実及び被害者の保護	21-40 電話相談の時間帯が短縮されたと聞いた。「悩んでいる人がためらわずに相談できるように」とあるので、いつでも相談できるようにもともとしてほしい。	DV相談については、相談時間の変更はしていません。 夜間・休日のDV相談については、内閣府の電話、メール、SNSでの相談のほか、大阪府女性相談センターや警察等の相談窓口において対応しています。また、緊急時には、警察署または110番へ通報いただくよう市ホームページやリーフレットなどで周知を行っています。	原案どおり
31	60	具体的施策4-(2) 相談体制の充実及び被害者の保護	21-40 要望・・・以前実施されていた夜の相談を復活させていただきたい。 理由：昼間は出にくい人もいらっしゃるから。		原案どおり

番号	ページ	項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
32	60	具体的施策4-(2) 相談体制の充実及び被害者の保護	21-40 「専門相談員による包括的相談体制」の具体的内容がわかりません。 できれば「無料の面談相談だけでなく、電話、メール、LINEなどを利用した相談体制を充実させる」とはできないでしょうか。 「庁内外関係者・関係機関と連携した適切な対応」の中身もわかりません。 相談者の安全確保が必要な場合の対応マニュアルを整備し、各関係機関との連携を明示したフローチャートを作成してください。	「包括的な相談体制」は、暴力に関するだけでなく、住宅・生活資金の確保、子どもの就学、法的手続きなど本人の悩みや希望をDV相談の専門相談員がまとめてお話を伺い、関係機関と連携して被害者が必要とする支援につなぐ体制のことを指します。 また、電話やメール等では被害者の置かれている状況等が把握できないことが多いため、基本的には面談で相談を行っています。 相談者の安全確保については、本市では職員が迅速かつ適切に対応できるようDV対応支援マニュアルを作成し、関係機関と連携し実施しています。	原案どおり
33	60	具体的施策4-(2) 相談体制の充実及び被害者の保護	22-41 DV対応支援マニュアルのみならず、ストーカー被害者支援マニュアルの活用も記載願いたい。 理由：NPO法人シーンは、2022年に内閣府より、相談対応事例の検討するにあたりヒアリングを受け、このマニュアルの存在を知った。全文読ませていただいているが、事例においては意見を反映させてもらった経緯がある。 是非とも、市職員に周知していただきたい。	ストーカー被害者支援マニュアルについては、内閣府から被害者支援に係る関係部署に配布され活用していますが、広く周知するものではないため、記載していません。	原案どおり

番号	ページ	項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
34	60	具体的施策4-(2) 相談体制の充実及び被害者の保護	23-42 高槻の人口規模から考えて、ワンストップセンターが設置されていないのは問題だと考える。「ワンストップセンターの設置を検討する」という文言をいれてほしい。	本市では、DV相談について配偶者暴力相談支援センターの機能を担う府の女性相談支援センターと連携を図り、対応を行っています。	原案どおり
35	60	具体的施策4-(2) 相談体制の充実及び被害者の保護	23-42、2行目、「大阪府の女性相談センターや警察と連携し」ではなく「配偶者暴力相談センターを設置し警察と連携する」に改めるべきです。配偶者暴力相談センターは必要です。また一時保護については、「民間シェルターも含めた緊急保護ネットワークを構築する」としてほしいです。		
36	60	具体的施策4-(2) 相談体制の充実及び被害者の保護	高槻市内に市の「配偶者暴力相談支援センター」を設ける。		
37	60	具体的施策4-(2) 相談体制の充実及び被害者の保護	高槻市内に市直属の「配偶者暴力相談支援センター」を設ける。		
38	60	具体的施策4-(2) 相談体制の充実及び被害者の保護	緊急に保護を求めてきた被害者等の生命・安全を守るため、大阪府の女性センターや警察と連携し、大阪府の緊急一時保護等につながります。また、円滑な保護のため、必要に応じて同行支援や緊急の費用助成を行うとともに、ワンストップ支援センター設置を目指し市内においても被害者等を守れるようにしていく。		
39	60	具体的施策4-(2) 相談体制の充実及び被害者の保護	意見：取組に「配偶者暴力支援センターを設置する」を新たに入れる。 理由：法では支援センターについては中核市は設置が努力義務になっているが、大阪府内では、大阪府や政令指定都市以外に、中核市の吹田市、枚方市、豊中市が設置している、お隣の茨木市や松原市でも設置されている。審議会でも現場をよくご存じの審議会委員などから何度も設置すべきと指摘されていたが、設置しない理由が何なのか、まったく不明である。女性のいのち・安全にかかわる問題である。府内でも早くに中核市に移行し、さまざまな人権施策を積み上げてきた高槻市として、人権を守ろう、命を守ろうという本気度が問われる問題である。ぜひ、設置していただきたい。		

番号	ページ	項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
40	60	具体的施策4-(2) 相談体制の充実及び被害者の保護	DV被害者保護のための民間シェルターへの支援を行う。 【2件】	本計画は、本市における男女共同参画社会の形成に向けての施策の基本的な方向性などを定めたものであることから、個別の施策については参考とさせていただきます。	原案どおり
41	60	具体的施策4-(3) 被害者の自立支援	24-43 「自立支援のための総合窓口を設置する」の一言を入れてほしい。人権・男女共同参画課が、被害者の置かれた状況を踏まえたり、情報提供したり、関係課と連携した総合的な支援をするために、まず被害者が自ら人権・男女共同参画課にアクセスしなければならないのにも関わらず、受付窓口の看板がでていないのは問題。	被害者が人権・男女共同参画課以外の窓口で相談をした場合でも、被害者の自立に必要なサービスにつなげることができるよう取り組んでおり、引き続き、高槻市DV対応連絡会議の構成機関と連携を図りながら支援を行ってまいります。	原案どおり
42	60	具体的施策4-(3) 被害者の自立支援	24-43 犯罪被害者相談窓口の設置を希望します。 外国人支援(外国人差別相談)の窓口の設置も希望します。 総合的な支援は、相談があって初めて支援へと結びつきます。明確に窓口の設置が必要です。	本計画は、本市における男女共同参画社会の形成に向けての施策の基本的な方向性などを定めたものであることから、ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり
43	61	具体的施策4-(4) DV対策の推進体制の整備	25-44 連携の中に高槻警察署もくわえてください。	高槻警察署も高槻市DV対応連絡会議の構成機関として、連携を図っています。	原案どおり
44	61	具体的施策4-(4) DV対策の推進体制の整備	26-45 面前DVは、子どもへの心理的虐待にあたります。という一文を加えてください。	面前DVについては、資料編123ページの用語解説のほか、8ページの年表において、平成16年の児童虐待防止法改正の部分で記載しています。	原案どおり
45	63	具体的施策5-(1) 生活上困難を抱える女性への支援	28-48 令和4年に制定され、令和6年に施行予定の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づいていることを明記し、情報収集に取り組んでほしい(生理用品無料配布の継続の検討など)	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」については、現在、同法に基づく国の基本方針等について有識者会議において議論されている段階であり、今後の施行に向けて情報収集に取り組んでまいります。	原案どおり
46	63	具体的施策5-(1) 生活上困難を抱える女性への支援	28-48 もう少し、具体的に支援できること(就業支援、経済的支援、他)を記載する。追加として、「様々な支援の広報に努めます。」の一文をくわえる。	女性相談では、相談者の様々な悩み等に応じて、必要な支援を関係課と連携を図りながら進めています。	原案どおり

番号	ページ	項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
47	63	具体的施策5-(1) 生活上困難を抱える女性への支援	28-48 高槻市内の公共施設(クロスパルなど)の女性トイレの改善。 洋式便座が少なすぎる。高齢者や外国人に不便で使用困難。 生理用品の常置を。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり
48	64	具体的施策5-(2) 多様性を尊重する環境の整備	30-50 高齢者の生きがいづくりの場の提供として、所管課にコミュニティ推進室を加える	30-50は高齢者を対象とした支援であり、コミュニティ推進室は、53ページの17-30において幅広い世代の地域活動への参加を促しています。	原案どおり
49	64	具体的施策5-(2) 多様性を尊重する環境の整備	32-52 「ワンストップ窓口」を設置し、具体的な施策で外国人のアクセシビリティを確保してほしい。	本市では高槻市多文化共生施策推進基本方針を踏まえた第2次高槻市人権施策推進計画において、外国人市民が地域の一員として暮らしやすいまちづくりに向けて取り組むこととしています。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり
50	64	具体的施策5-(2) 多様性を尊重する環境の整備	32-52 外国人対象相談窓口の設置を希望します。		
51	64	具体的施策5-(2) 多様性を尊重する環境の整備	32-52 外国人への支援「関係機関と連携し、…多文化共生を推進」とあるが、外国人の様々な問題にワン・ストップで対応できる窓口を作ってほしい。高槻市には多くの外国人が居住されている。		
52	64	具体的施策5-(2) 多様性を尊重する環境の整備	外国人への支援強化と推進 特に女性への支援:DV被害者救済、ローズWAM(茨木市)やドーンセンターのような機関を高槻市に設置。 常時外国人が無料で集える交通に便利な分かりやすい場所の相談:ここでは日本語学習支援体制が整い、生活相談、行政手続きの指導等が行われる。また、市職員の常駐が必要。		
53	64	具体的施策5-(2) 多様性を尊重する環境の整備	追加項目34 老若男女、日本人・外国人、健常者・障害者を問わず、誰もが安心して利用できる公的施設の整備 現在、高槻市内の公的施設のトイレは、多くが和式となっている。これは、外国人女性にとって利用しにくいだけでなく、かがみ込んで用を足すのが困難な高齢者にとっても利用しにくい。そのため、高槻市内の公的施設の利用をためらう高齢女性もかなりいる。トイレだけでなく、すべての公的施設を誰もが安心して利用できるような施設に順次改修していく。 【2件】		
				ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり

番号	ページ	項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
54	65	基本方針6	女性及び男性の特有な病気、および健康管理に関する としてください。 男女共同参画となっているので、男性特有の病気も掲載された方がいいかと思ひます。	基本方針6では、男女の生涯を通じた健康支援について記載していますが、特に、女性の健康を脅かす疾病のありようなど近年の女性特有の健康に関わる変化に応じた支援が必要なため、女性に特化した内容を記載しています。 なお、男性の健康に関しては、65ページの「〇」の5つ目で記載しています。	原案どおり
55	66	基本方針6 図表33	男性の病気 前立腺肥大症、前立腺癌、前立腺炎等、女性特有の病気だけでなく男性特有の病気についても掲載を願ひます。	基本方針6では、男女の生涯を通じた健康支援について記載していますが、特に、女性の健康を脅かす疾病のありようなど近年の女性特有の健康に関わる変化に応じた支援が必要なため、女性に特化した内容を記載しています。	原案どおり
56	67	具体的施策6-(2) ライフステージに応じた健康対策	36-58 この取り組み内容は男女共同参画と無関係ではないか？もし「高槻ハーフマラソン」を取り組みの一つとするならば、参加者人数の増加を図るだけではなく、の男女比をリサーチし、男女のライフステージに応じた健康増進にどれだけ寄与しているか、具体的な成果を提示するなどしてほしい。	本取組は、健康を主体的に自己管理できるよう支援する取組であり、基本方針6「生涯を通じた健康支援」に資するもので、男女共同参画の取組のひとつです。 国の計画でも生涯を通じた健康支援に資する具体的な取組として、身近な地域で健康づくりを図るための環境整備や運動習慣の定着等に向けた取組を推進することが挙げられています。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり
57	67	具体的施策6-(2) ライフステージに応じた健康対策	36-58 また、シティマラソン等、女性の参加率もあがるよう、啓発に努めます。を付け加える。 参加率の具体的な数字はわかりませんが、女性の参加率が上がるよう期待したい。	本計画は、本市における男女共同参画社会の形成に向けての施策の基本的な方向性などを定めたものであることから、ご意見については参考とさせていただきます。	原案どおり
58	67	具体的施策6-(2) ライフステージに応じた健康対策	女性だけではなく、男性の健康管理支援も必要。男性は職場等での管理も多いかと思うが、平等という視点からは必要と考へます。特に、女性特有のがんの罹患率はデータにあるが、男性特有のがんの情報は無いのは、不平等だと考へます。	基本方針6では、男女の生涯を通じた健康支援について記載していますが、特に、女性の健康を脅かす疾病のありようなど近年の女性特有の健康に関わる変化に応じた支援が必要なため、女性に特化した内容を記載しています。	原案どおり

番号	ページ	項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
59	68	具体的施策6-(3) 性に関する情報の提供と性教育	「専門家を交えて」の一文を加えてください	小・中学校においては、学習指導要領に基づき、学校教育活動全体を通じて教員が子どもたちに指導してまいります。 また、就学前児童施設においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説に基づき、保育士、幼稚園教諭等を通じて行ってまいります。	原案どおり
60	68	具体的施策6-(3) 性に関する情報の提供と性教育	38-61「性に関する悩み等に女性相談で対応します」とあるが、女性相談と限定するべきではない。男性は男性相談員のほうが相談しやすいと考えるため。	男性相談については、大阪府の「男性のための電話相談」をご利用いただくこととしています。	原案どおり
61	68	具体的施策6-(3) 性に関する情報の提供と性教育	38-61 性に関する悩み等に女性相談及び男性相談で対応します。男性相談を加えてください。		
62	68	具体的施策6-(3) 性に関する情報の提供と性教育	38-61 女性相談で対応するとあるが、男性相談も必要ではないだろうか。 また、38-63、38-64で教育指導課と保育幼稚園・総務課で発達段階に応じて…とあるが、専門家に担当してもらうべきでは。性に関する教育は出来るだけ小さいときから、きちんと取り組んでほしい。	男性相談については、大阪府の「男性のための電話相談」をご利用いただくこととしています。 性に関する教育について、小・中学校では、学習指導要領解説に「発達の段階を踏まえること」に留意するよう記載されており、学習指導要領に基づき、学校教育活動全体を通じて教員が子どもたちに指導しています。 また、就学前児童施設では、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説において、「一人一人の発達過程に応じて教育・保育を行うこと」とされています。園児の発達に応じた保育、教育を保育士、幼稚園教諭等を通じて行っています。	原案どおり
63	68	具体的施策6-(3) 性に関する情報の提供と性教育	38-63 「発達段階に応じ、性に関する指導を計画的に実行します」とあるが、発達段階は個人差がおおきいため、「発達段階に応じ」は削除してほしい。	学習指導要領に基づき、子どもの発達段階等児童生徒の実態に応じて、性に関する正しい知識を身に付け、自ら考え適切な態度や行動選択ができるよう、教員が子どもたちに指導します。	原案どおり
64	68	具体的施策6-(3) 性に関する情報の提供と性教育	38-63 「性に関する指導を計画的に実施します」とあるが、「性」を「指導」することは、ジェンダースtereotypeの押し付けになりかねない。「専門家を交えて性に関する学習を計画的に実施します」とするほうがよい。	現在、学校教育では、性教育を「性に関する指導」という文言で表しています(文部科学省使用)。学習指導要領に基づき、子どもの発達段階等児童生徒の実態に応じて、性に関する正しい知識を身に付け、自ら考え適切な態度や行動選択ができるよう、教員が子どもたちに指導します。	原案どおり

番号	ページ	項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
65	68	具体的施策6-(3) 性に関する情報の提供と性教育	38-64 要望・・・保育園や幼稚園の保育士や幼稚園教諭にも出来るだけ早く人権の視点に立った性教育を実施して欲しい。関わる大人が、人権の視点に立った性教育を理解していることが非常に大切。	本市では、各保育所において、男女共同参画の視点に立った教育内容となるよう、高槻市人権保育基本方針に基づいて教育の充実に取り組んでいます。 また、79ページ47-80のとおり、幼児教育・保育関係者に対する人権研修を実施しています。	原案どおり
66	68	具体的施策6-(3) 性に関する情報の提供と性教育	出来るだけ早く性教育を実施していただきたい。発達段階にも個人差があるのであいまいな表現は分かりにくい。そもそも個別に項目を分ける必要性も感じないので、所管課で具体的かつ積極的な内容が好ましい。	小・中学校においては、性に関する指導においては、学習指導要領解説に「発達の段階を踏まえること」に留意するよう記載されており、学習指導要領に基づき、子どもの発達段階等児童生徒の実態に応じて指導しています。 また、就学前児童施設においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説において、「一人一人の発達過程に応じて教育・保育を行うこと」とされています。園児の発達に応じた保育、教育を保育士、幼稚園教諭等を通じて行っています。	原案どおり
67	69	基本方針7	・災害時、被災地でのジェンダー視点を！ 図表36市民意識調査の結果でもジェンダー視点を踏まえた具体的施策が求められている。 ・年々高齢者が増加し、女性の占める割合が増えていることから、災害分野の主体には女性が必要。 ・自治会組織と協力した組織づくりを！ ・自治会任せにせず、市主催の防災講座を開き（女性対象）修了者には認定制度を！ ・日頃、日常生活の中で自治会主催の防災への取組では限界を感じていて、不安感のほうが強いです。	本市では、「避難所運営マニュアル作成モデル別冊～女性が提案する避難所運営～」を作成し、避難所には授乳スペースの確保や女性相談員の配置など、女性の視点に配慮した避難所運営のポイント等をお示ししております。引き続き、地域の防災組織等と連携し、いただいたご意見を参考にしながら、防災力の向上を図ってまいります。	原案どおり
68	76	具体的施策8-(1) 積極的な情報発信	42-70 所管課等に「広報室」を入れてほしい。 【2件】	広報室は本市の情報を広報誌やLINE等の媒体を通じ発信していますが、各記事については所管課が掲載を依頼をしているため、42-70は、男女共同参画に関する情報を発信している部署を所管課としています。	原案どおり
69	76	具体的施策8-(1) 積極的な情報発信	42-72 所管課等に「図書館」を入れてほしい。	図書館における男女共同参画に関する情報提供は、取組42-70に記載しています。	原案どおり

番号	ページ	項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
70	76	具体的施策8-(1) 積極的な情報発信	42-72 男女共同参画センターは、図書館と連携してほしい。男女共同参画センターにある資料・図書等は、インターネットの図書検索一覧に入っていないため、検索することができず、大変不便である。クロスパルには図書貸出・返却コーナーが1階にあるにもかかわらず、同じ建物の4階の男女共同参画センターにある資料・図書等は取り扱いができない現状だ。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり
71	76	具体的施策8-(1) 積極的な情報発信	42-72 男女共同参画(ジェンダー)に関係する本や映像(DVD)が少ない。とくに映像(DVD)。行くたびに新しいものが見当たりません。今置いてあるDVDはみんな見終えてしまいました。男女共同参画に関心を持ってもらうため、深めてもらうため、男女共同参画センターに来てもらうために、まず本も良いが、映像(DVD)のほうが若い方に薦めやすい(ハードルが低いからです)。だけど、年に数本しか新しいDVDは来ない…毎月1本追加は無理でも半年に5本ずつ、年10本は新作を並べていただきたい。予算を増やすことを切にお願いいたします。若い方にも、魅力的な情報が詰まっているから行きたいとなる男女共同参画センターになるためにも…。		
72	76	具体的施策8-(1) 積極的な情報発信	42-72 「男女共同参画センターにおいて、資料・図書等による情報提供を行います。」とあるが、高槻市の図書館との連携を、図書館データ検索で内容が検索できるようにしてほしい。また、このページには項目がないが、男女共同参画センターの4階でも、クロスパル高槻全体のトイレでも洋式化を進めてほしい。和式トイレが多く、妊婦が利用できないので、この建物は行きづらいとのこと。多くの利用を願うなら、ぜひ考慮してほしい。		
73	76	具体的施策8-(1) 積極的な情報発信	42-72 所管課等に図書館を入れる。男女共同参画センターに専門の資料・図書が蔵書されていることを図書館においても情報提供し、連携を図る。 要望:男女共同参画センターのWi-Fi環境を整え、インターネット検索など、誰もがそこで情報収集できるようにしてほしい。	図書館における男女共同参画に関する資料等による情報提供は、取組42-70に記載しています。 ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり

番号	ページ	項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
74	76	具体的施策8-(1) 積極的な情報発信	取組42啓発活動、取組43男女共同参画の視点での広報活動は、市のあらゆる課において重点的に展開して頂く必要があると思います。そうした市の基本姿勢が感じられないのはとても残念です。 男女共同参画センターをもっと市民に知っていただくことを真剣に考えて欲しいと思いました。	42-70は、男女共同参画に関する情報を発信している部署を所管課としています。 市が発行する情報において男女共同参画の視点に立った広報活動を行えるよう、43-73に記載のとおり、市職員に適切な表現の参考となる情報を収集し、提供しています。	原案どおり
75	76	具体的施策8-(1) 積極的な情報発信	43-73 「適切な表現の参考となる情報の収集や提供」だけでは効果は期待できない。ステレオタイプを助長するような表現があった場合に、そのことの指摘を受け付ける窓口と、それを審査し、高槻市民のコンセンサスをとる第三者委員会を設置してほしい。高槻市がアドバンスをとって取り組んでほしい。	本市では、条例に基づく「男女共同参画施策等苦情処理制度」を設け、市が実施する男女共同参画施策または男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情や意見を受け付けています。 人権・男女共同参画課が窓口となり、受け付けた意見は第三者の苦情処理委員に意見を聞いて処理し、公正かつ中立な対応を行っています。	原案どおり
76	76	具体的施策8-(1) 積極的な情報発信	43-73 第三者委員会の設置してください。その委員会で審議を行ってください。		

番号	ページ	項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
77	76	具体的施策8-(1) 積極的な情報発信	<p>43-73 「男女共同参画の視点での広報活動」の本文に、高槻市「男女共同参画の視点 広報等の作成の手引き」(2004年3月)を活用していくことを盛り込む。</p> <p>理由:最近、たかつきDAYSや市ホームページが大きく変わったが、上記「作成の手引き」に反するのではという写真やイラストが目立つ。とりわけ将棋のまちに力を入れて以来、この街には女性がいらないのかと思うくらい、写真には男性ばかりが出てきて、明らかに「作成の手引き」の留意事項「男女いずれかに偏った表現」に反している。たとえば、この意見を出そうと市のHPを開いたらトップに、高槻センター街に掲げられた男性棋士の名前がズラリと並んだ大きな写真だ。また、マラソンの写真も出てくるが、こちらも男性ばかりで大きなショックを受けた。トップに6枚の写真が次々と出てくるようになってきているが、女性が出てくるのは、バスの車体に貼られた写真と高槻やよいのキャラクターのみ。もう少し考慮した写真、構成にすべきではないだろうか。せっかくの「作成の手引き」がどこまで活用されているのか、疑問を持たざるを得ない。ぜひ、この「作成の手引き」をもとにした市の広報にしていきたい。</p>	<p>本計画は、本市における男女共同参画社会の形成に向けての施策の基本的な方向性などを定めたものであり、取組内容に手引きの名称まで記載していませんが、引き続き、当該手引きに沿った広報活動を行ってまいります。</p>	原案どおり
78	76	具体的施策8-(1) 積極的な情報発信	<p>44-74 所管課に「教育指導課」を入れてほしい。</p>	<p>44-74は、市民を対象としたメディア・リテラシー向上への取組のため、所管課は人権・男女共同参画課となります。教育指導課は、基本方針9「男女共同参画の視点に立った教育や学習の推進」の79ページ、46-78において、児童・生徒に対するメディア・リテラシーの向上を推進します。</p>	原案どおり
79	76	具体的施策8-(1) 積極的な情報発信	<p>44-74 啓発だけでなく、講座の開催も加えてください。所管課に教育指導課を加えてください。</p>	<p>44-74の啓発については、講座の開催も含まれています。また、市民を対象としたメディア・リテラシー向上への取組のため、所管課は人権・男女共同参画課となります。教育指導課は、基本方針9「男女共同参画の視点に立った教育や学習の推進」の79ページ、46-78において、児童・生徒に対するメディア・リテラシーの向上を推進します。</p>	原案どおり

番号	ページ	項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
80	76	具体的施策8-(1) 積極的な情報発信	42-72 大切な予算で購入して男女共同参画センターに置いてあるDVD資料。この貸出しの仕方について、貸し借りをさせてもらっている私は、いつも不安になってしまう…DVD資料が返却されないまま、があるということです。 引っ越しした、返すのが面倒になった、紛失した、傷をつけたなど理由はいろいろあるが、要は返さなくても別に何も起こらないことに問題があるのだと感じる。 返却しなくても、催促の電話がかかってくるだけ。だからやり過ぎせばよい。返しに行きますと返答すれば済むということなんだろう。こういう人は僅かだろうけど、数少ない貴重で高価なDVDを減らしてはいけないと思う。 だからDVD資料を借りる人には免許証もしくは保険証、マイナンバーカード等を見せてもらい、コピーを取ることをしていただきたい。未返却の抑止力にもなるし、もっと丁寧に扱う人が増えるだろうから。この小さな提案ですが、男女共同参画センターの予算が無駄にならない市民の大切な資産(DVD資料)を守ることに繋がると思います。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり
81	76	具体的施策8-(1) 積極的な情報発信	意見:具体的取組に「市職員の意識変革の促進」を付け加え、「男女共同参画に関する研修を通じて、市職員が男女共同参画への理解を深め、その施策全般において、男女共同参画の視点から取り組むようにする」を入れる。 理由:計画を推進し、計画の指標を達成するためには、まず、市職員の意識改革が必要であり、新設すべきである。また、このことを盛り込むことで、市の積極的取り組み姿勢がよく伝わる。	市職員の男女共同参画に関する理解・促進は、45-76で記載しています。 また、43-73では、市が発信する情報において男女共同参画の視点に立った広報活動を行えるよう、市職員に適切な表現の参考となる情報収集や提供を行っています。	原案どおり
82	76	具体的施策8-(2) 法律・制度の理解促進	45-76 市職員の理解促進の為、所管課等に各担当課をいれてください。 【2件】	45-76は、市職員の男女共同参画に関する理解を促進する研修を企画・開催し、情報提供等を行う課を所管課としているため、人事企画室と人権・男女共同参画課としています。	原案どおり
83	79	具体的施策9-(1) 男女平等を進める教育の充実	46-78 所管課に「人権・男女共同参画課」を入れてほしい。	人権・男女共同参画課は、76ページの44-74において、市民を対象としたメディア・リテラシーの向上に取り組まします。 46-78は、児童・生徒を対象としたメディア・リテラシーの向上の取組で、教育指導課が行います。	原案どおり

番号	ページ	項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
84	79	具体的施策9-(1) 男女平等を進める教育の充実	46-78 76ページの44-74との違いがわからない。統合したほうがよい。	46-78は、児童・生徒を対象としたメディア・リテラシー向上への取組で教育指導課が行います。 76ページの44-74は、市民を対象としたメディア・リテラシー向上への取組で人権・男女共同参画課が行います。	原案どおり
85	79	具体的施策9-(1) 男女平等を進める教育の充実	46-78 「メディアリテラシー及びアンコンシャス・バイアスについて学び」という文言を加える。所管課等のところに人権・男女共同参画課を加え連携を図る。	教育指導課は、男女平等を進める教育の充実を図るため、46-78において、児童・生徒に対するメディア・リテラシーの向上を推進します。 人権・男女共同参画課は、76ページの44-74において、一般市民を対象としたメディア・リテラシーの向上に取り組みます。	原案どおり

番号	ページ	項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
86	79	具体的施策9-(1) 男女平等を進める教育の充実	取組46、47に対して、所管課に人権・男女共同参画課が含まれておりません。講座等だけでなく教育の現場でも関わっていく必要があると思います	所管課については、当該取組を実施する部署を記載していますが、必要に応じて、人権・男女共同参画課と連携を図りながら、男女共同参画の視点に立った教育や学習を推進しています。	原案どおり
87	79	具体的施策9-(1) 男女平等を進める教育の充実	47-80 所管課に「人権・男女共同参画課」を入れてほしい。	所管課については、当該取組を実施する部署を記載していますが、必要に応じて、人権・男女共同参画課と連携を図りながら、男女共同参画の視点に立った教育や学習を推進しています。	原案どおり
88	80	具体的施策9-(2) 男女平等を進める生涯学習の充実	48-81 所管課に「コミュニティ推進室」も入れてほしい。	コミュニティセンターで実施されている講座については、市の主催ではなく、地域団体で組織する管理運営委員会において企画運営されているものです。記載の趣旨については、管理運営委員会と共有を図ってまいります。	原案どおり
89	80	具体的施策9-(2) 男女平等を進める生涯学習の充実	48-81 所管課等にコミュニティ推進室を加える コミュニティセンターにおいても、いろいろな講座の開催が必要である。		

番号	ページ	項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
90	80	具体的施策9-(2) 男女平等を進める生涯学習の充実	49-82 男性の家事・育児・介護等へ参画する「意義の理解を深める」、固定的性別役割分担「意識の解消」というのは、さすがにもう古いのではないか。37ページによると、「女性活躍推進計画」の根拠法である「女性活躍推進法」は10年間の時限立法（令和8年で終わるもの）であるという。男性個人の心がけを変えようといっているうちに根拠法が終わってしまいかねない。	令和3年度の市民意識調査等から、生活費を稼ぐのは「主に男性」という意識が根強く残っているという結果が出ているなど、固定的な性別役割分担意識は依然として存在している状況です。 本計画は女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画を含んでいますが、男女共同参画社会基本法等に基づく、本市における男女共同参画社会を形成するための基本的な男女共同参画計画です。 そのため、女性活躍推進法の期限に関わらず、男女共同参画社会の形成において課題である固定的な性別役割分担意識の解消に取り組んでまいります。	原案どおり
91	80	具体的施策9-(2) 男女平等を進める生涯学習の充実	49-82 所管課等にコミュニティ推進室を加える コミュニティセンターにおいても、いろいろな講座の開催が必要である。	コミュニティセンターで実施されている講座については、市の主催ではなく、地域団体が組織する管理運営委員会において企画運営されているものです。記載の趣旨については、管理運営委員会と共有を図ってまいります。	原案どおり
92	80	具体的施策9-(3) 男女共同参画センターにおける活動の充実	50-83 インターネット検索で男女共同参画センターに所蔵してある図書が検索できるようにしてほしい。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり
93	80	具体的施策9-(3) 男女共同参画センターにおける活動の充実	50-83 「Wi-Fiの拡充」と「和式トイレを洋式に改装」をぜひ明記してほしい。クロスパル4階の男女共同参画センターのリピーターを増やすため、施設の整備は欠かせないと考える。		
94	80	具体的施策9-(3) 男女共同参画センターにおける活動の充実	50-83 「情報収集・提供」の取組内容に、「インターネットを通じて蔵書を検索できるようにする」を入れる。 理由：収集している資料・図書・ビデオなど、図書館の資料検索のように、インターネットで検索できるようにすると、活用度があがる。とりわけ若い世代にセンターを利用していただくためには、ネット対応が重要である。ぜひ、大阪府立ドーンセンターや、茨木市ローズワム、豊中市ステップ、吹田市デュオのように、センターが収集した資料をネットで蔵書検索できるようにしていただきたい。		
95	80	具体的施策9-(3) 男女共同参画センターにおける活動の充実	50-83 「電子図書」も加える		

番号	ページ	項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
96	80	具体的施策9-(3) 男女共同参画センターにおける活動の充実	50-83 男女共同参画センター職員の専門性を高めてほしい。人権に関する専門職員や学識経験者を配置するか、職員向けの人権研修のアウトリーチを実施してほしい。	男女共同参画センターに関する業務については、人権・男女共同参画課の職員と適宜連携を図りながら行っています。また、研修等を行い、男女共同参画に関する知識の向上を図っています。	原案どおり
97	80	具体的施策9-(3) 男女共同参画センターにおける活動の充実	52-85 「団体ネットワークづくり」とともに、そのネットワークに対して市議会へ意見を出せる権限を持たせてほしい。ネットワーク自体が一つの登録団体と同じ扱いになっており、ネットワークをつくる意味がない状況である。	登録団体で構成される交流会で、情報共有を図りながら、男女共同参画施策の推進に寄与していただいています。	原案どおり
98	80	具体的施策9-(3) 男女共同参画センターにおける活動の充実	52-85 男女共同参画センター登録団体で構成されている「男女共同参画センター登録団体交流会」を協働団体として位置づけ活動を支援していきます。という文言を加える。	ご意見については、52-85に記載の「男女共同参画センター登録団体による学習や活動、団体間のネットワークづくりを支援します。」の文言に含まれています。	原案どおり
99	80	具体的施策9-(3) 男女共同参画センターにおける活動の充実	取組名52 交流支援について 平素は登録団体へのご支援ありがとうございます。支援の充実に資するよういくつか提案させていただきます。 1. 会議室の先行予約について、FAXでの申し込みをメールでの申し込みも可となるようお願いしたいと思います。 2. 先行予約は5か月前に申し込むことになっていて、やむなく変更する場合も出てきます。キャンセルではなく、日時の移動という形にならないでしょうか。 3. 1団体にロッカー鍵1個となっています。これは現実的ではありません。鍵を保持している人が急に来なくなる時や、例会など以外の日にも文具や書類の出し入れなど必要時があります。そこで検討いただきたいのは、仮に1個だとしたら、緊急の時は事務所で借りるというルールにしてみられないでしょうか。鍵を複数個持つのは、別途管理上難しくなることもあるかと思えます。 4. 現在のロッカーは、A3サイズの紙が収納できません。これも現実的ではありません。もし、今のままのロッカーだとしたら、A3サイズ用紙が保管できる場所を確保していただけないでしょうか。活動するにあたって、用紙の保管については、重要な問題です。ぜひご検討ください。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり

番号	ページ	項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
100	80	具体的施策9-(3) 男女共同参画センターにおける活動の充実	53-86 男女共同参画センターの利用拡大について 現在コロナの関係で、利用しづらくなっている現状もありますが、コロナ以前から利用者は決して多くない状況にあったと思います。エレベーターホールを通る人々に気軽に立ち寄ってもらえるよう、また老若男女いろんな層の方々にロビーに立ち寄ってもらえるような工夫があらゆる面で求められているのではないのでしょうか。 センターの開館時間、ロビーのレイアウト、新聞、雑誌類などの情報提供、等々あらゆる面での改善が求められています。男女共同参画センターが活かしきれしていない現状だと思います。 81ページ、3-4計画の指標について 現状値を考慮し、低い目標値になっているのかもしれませんが、目標値3%は低すぎます。私たち市民も頑張ります。役所も頑張ってください。	目標値については、現状を鑑みて設定しています。 ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり
101	80	具体的施策9-(3) 男女共同参画センターにおける活動の充実	53-86 センターの利用拡大に必要なのは、電子化(保存図書の検索、DVD検索)あとクロスパルのWi-Fi環境の整備も必要不可欠だと思います。特にコロナ禍後、オンラインでの講座にも力を入れていただきたい。(参加可能になる幅が広がる) また親しみやすいセンターの名称があった方が良いのではないのでしょうか。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり
102	80	具体的施策9-(3) 男女共同参画センターにおける活動の充実	53-86 「Wi-Fiの設置等施設の整備を整え、また、専門職の登用に努め」利用者数及び利用者数の拡大を図ります。 今のままでは利用者数の拡大には限界があると感じます。		
103	80	具体的施策9-(3) 男女共同参画センターにおける活動の充実	追加項目 男女共同参画センターの充実のための市の職員の常駐 男女共同参画センターには、かつてセンター長をはじめとして、市の正規の職員が常駐していた。現在は非正規雇用のみの配置となっている。センターを利用する市民と日常的に密にコミュニケーションをはかり、センター利用の実態を直に把握し、センターの活性化のための政策に反映させられるよう、正規職員を常駐させる。 【2件】	男女共同参画センターに関する業務については、人権・男女共同参画課の職員と適宜連携を図りながら行っています。 また、研修等を行い、男女共同参画に関する知識の向上を図っています。	原案どおり
104	80	具体的施策9-(3) 男女共同参画センターにおける活動の充実	追加項目 気軽に女性が相談できるよう、女性センターに相談コーナーを設ける。 【2件】	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり

番号	ページ	項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
105	81	3-4計画の指標	男女共同参画センターの利用の調査から、目標が3%となっているが、10年の内に、男女共同参画センターが行きやすく、良い内容があれば多くの人が利用すると思うので、目標はせめて10%位を目標としてほしい。	男女共同参画センターが、誰もが気軽に立ち寄り、男女共同参画に関する情報に触れられる施設としての機能を発揮できるよう、80ページの53-86において「男女共同参画センターの利用拡大」の取組を推進してまいります。 また、目標値については、現状を鑑みて設定しています。	原案どおり
106	83	4-1 計画の推進体制 I 庁内の推進体制	意見：庁内の推進体制については、わずか4行しかなく、組織名は高槻市男女共同参画推進本部名しか掲載されていないが、本計画にも出てくる、「高槻市DV対応連絡会議」や「男女共同参画センター」など、計画に関係する組織名をすべて網羅すべきである。また、男女共同参画審議会は進行管理のなかで、点検・評価機関になっているが、条例に基づく附属機関であり、このような計画についての審議をおこなっており、推進体制の中に入れられるべきである。 理由：市あげて男女共同参画推進に取り組んでいることを、わかりやすく市民にアピールしていただきたい。他の自治体の計画では、多くの自治体が庁内の取り組み体制をていねいに掲載している。市の本気度を市民に理解していただくためにも、市民にも全体像が分かるように推進体制を具体的に明らかにすべきである。	高槻市男女共同参画推進本部は庁内の横断的な組織であるため、高槻市DV対応連絡会議を構成する課や男女共同参画センターも、庁内の推進体制に含まれます。 また、審議会は、高槻市男女共同参画推進条例第20条にあるように、市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成に関する基本的な方針、重要な施策及び事項に関することなどを調査審議する機関です。	原案どおり
107	85	資料編	資料編4のところに本市の男女共同参画行政のあゆみ(年表)を入れて頂いていないのは残念です。一目で経緯がわかるこのような年表は作り手側にとっても大きな励みになると思います。	男女共同参画に関わる本市の動向については、8ページに記載しています。	原案どおり

番号	ページ	項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
108	—	パブリックコメント実施について	<p>募集期間について:2022年12月20日(火)~1月19日(木)とあります。年末・年始を含む1か月間となっていて、団体やグループで検討する時間があまりにも少なく十分な検討する時間がありませんでした。やむなく個人で意見を提出します。</p> <p>また、個人で提出するにしても時間の猶予がないことに加え、市民が行政文書を読み込むのは容易なことではありません。</p> <p>このような期間の設定についてご一考を求めたく思います。</p>	パブリックコメントの実施については、本市の「意見提出(パブリックコメント)手続に関する指針に基づき、意見提出期間を1か月間としています。	原案どおり
109	—	—	「男女共同参画の視点に立った教育が実施できるよう」の文言を加える。	該当項目が不明のため、お答えできません。	原案どおり
110	—	—	<p>所管課等にコミュニティ推進室を加える</p> <p>コミュニティセンターにおいても、いろいろな講座の開催が必要である。</p>		